

平成30年3月

一般社団法人青森県発明協会

知財総合支援窓口運營業務における業務担当者募集要項

1 事業の趣旨

地域の中企業等の知的財産活用を支援するため、ワンストップの相談窓口を開設する「知財総合支援窓口運營業務」における担当者2名を募集します。

2 募集内容

- (1) 職名 業務担当者
- (2) 採用人数 2名
- (3) 勤務先 〒030-0801 青森市新町2-4-1
青森県共同ビル8階
- (4) 勤務形態 常勤
- (5) 勤務開始日 平成30年4月2日(月)
- (6) 勤務内容

業務担当者は、支援窓口において弁理士・弁護士等の法定業務に抵触しない範囲で、地域の特性に応じた中企業、個人事業主、創業予定者等の知的財産に関する相談対応や、知的財産活用の普及啓発及び窓口の広報活動などを行います。

3 契約概要

- (1) 雇用形態 一般社団法人青森県発明協会 嘱託職員(常勤)
- (2) 契約期間 平成30年4月1日(日)
～平成31年3月31日(日)
- (3) 守秘義務 業務上知り得た内容については、在職中及び退職後においても守秘義務を負うものとします。

4 契約条件

勤務時間等	8：30～17：15 (休憩：12：00～13：00)
給与	月給235,100円～ ※給与は、資格・経験・能力等を総合的に判断し決定します。
諸手当	規定に基づき通勤費を支給します。それ以外の諸手当は支給しません。
支給日	毎月21日（支給日が休日に当たる場合は、21日の直前の平日が支給日となります。）
社会保険	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休日・休暇	・休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12／29～1／3） ・休暇：年次休暇（12日間）、夏季休暇（1日間）
住居・引越費用	住居の提供及び家賃の支給等はありません。 赴任にかかる住居費、引越費用は、全て個人調達・負担となります。

5 窓口業務運営担当者の要件

- ・企業や中小企業支援機関等において知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有する者又は知的財産管理技能士若しくは弁理士試験合格者。
- ・知的財産に関する制度全般や中小企業向け支援施策への知識を有するとともに、常に知的財産制度の最新情報を把握する意識を有すると判断される者。
- ・中小企業等の企業経営を理解し、中小企業等の経営者と適切にコミュニケーションを取りつつ、信頼関係等を構築することができる資質を有すると判断される者。
- ・中小企業等との相談内容を報告シート等に適切にまとめて記載できる能力を有すると判断される者。
- ・県内企業を効率的に訪問支援するため、普通自動車運転免許（AT限定可）を取得しており、自動車の長距離運転が可能な者。

6 応募方法

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（写真付） ・職務経歴書（企業内での職務経歴と従事した業務内容についてA4一枚程度） ・保有する専門家資格（知的財産管理技能士、中小企業診断士、弁理士等）を証明する書面の写し <p>※応募書類は返却します。</p>
提出期限	<p>平成30年3月15日（木）</p> <p>※青森県発明協会必着</p>
提出先	<p>〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル 8階</p> <p>一般社団法人青森県発明協会 宛</p> <p>※封筒に「知財総合支援窓口運営業務担当者応募書類在中」と朱書きしてください。</p> <p>持参する場合は、8：30～17：15まで受け付けます。</p>

7 選考方法

書類選考	<p>応募書類に基づき、書類選考をします。</p> <p>書類選考結果については、通過者には速やかに電話で、それ以外の方には文書で通知します。</p>
面接選考	<p>書類選考通過者に対し面接を行います。</p> <p>面接日：平成30年3月20日（火）</p> <p>※面接時刻は別途通知します。なお、面接のための旅費・宿泊費は支給しません。</p> <p>面接場所：〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県県庁北棟3階A会議室</p> <p>面接結果：平成30年3月22日（木）（予定）までに電話等で通知します。</p>

【お問合せ先】

一般社団法人青森県発明協会 （担当：竹澤、小田島）

TEL 017-762-7351 FAX017-762-7352 Email:aomoipc1@jomon.ne.jp